

大学教育質保証・評価センター 設立の背景と今後の展望



奥野武俊 一般財団法人大学教育質保証・評価センター 代表理事

一般財団法人大学教育質保証・評価センターは、一般社団法人公立大学協会によって2019年4月に設立されました。そして8月21日に、文部科学大臣から国公立大学(短期大学を除く)を対象とする認証評価機関として認証され、2020年度から認証評価事業を開始します。

2004年度に施行された認証評価制度の趣旨に則り、大学の教育研究等の質を広く社会に対し保証し、同時に大学の質向上を促し、その特色の進展を図っていくことを目的として評価を実施します。

制度が既に第3巡目に入ったこの時点で、新たな認証評価機関を設立した背景と評価実施の方向性について、限られた紙面ではありますがお伝えしたいと思います。

設立の目的・背景

最初に述べた通り、この評価機関は公立大学協会の手により設立されました。

公立大学協会は、認証評価制度がその第1巡目を終えた概ね2010年度から、会員校における認証評価の受審経験を踏まえ、公立大学の評価受審の在り方の検討を開始しました。これには大きく2つの理由があります。

1つは、公立大学の特に管理・運営面についての特殊性が各評価機関から理解されにくいという会員校の実感が強かったことです。大学の活動自体は国公立大学で本質的に異なることはありません。しかしながら、その改革を実現する手順については、設置主体によりそれぞれ特色があります。公立大学では、設置者である地方自治体の様々な関係者の理解と支持を得ながら改革を進めていく必要

があります。自治体特有の強い法令順守の精神に守られながら、一方でその縛りの中で改革を進めていくことへの理解において、すれ違いが散見されたと言えます。

もう1つは、国のいわゆる事業仕分けにおいて、当時の大学評価・学位授与機構の認証評価事業が検討対象として取り上げられたことです。実際に同機構は、短期大学の認証評価事業を、2011年度をもって廃止してしまいました。民間団体が現に実施している事業を、独立行政法人が実施することは、制度の理念上整合的ではないことが理由ですが、このことにより、同機構が認証評価事業から撤退した際の対応を考える必要に迫られました。

こうした2つの理由により、公立大学協会は2012年度から、公立大学の評価に関する本格的な研究活動を開始しました。協会内組織として「公立大学政策・評価研究センター」を設立し、試行評価としての「大学評価ワークショップ」を実施するとともに、「公立大学の設置自治体政策」*1「公立大学法人評価」*2 について、文部科学省の委託調査を受託し調査研究を実施する等の取り組みを行ってきました。

これらの経験を踏まえ、2016年度から、新たな認証評価機関の設立を目指して大学評価基準等の検討に着手し、2018年3月、文部科学大臣に対し認証評価機関の認証申請を行いました。

評価センターの理念

その後、センターの組織は公立大学協会から独立し、「一般財団法人大学教育質保証・評価センター」となり、専門の

審査委員会の1年5カ月に及ぶ審査を経て、2019年8月、認証評価機関としての認証を得ることができました。

本センターの行う評価の理念は、「実施大綱」の冒頭に以下のように示しています。

大学教育質保証・評価センターは、大学の教育研究の質の保証及び向上の取り組みは大学自身の責任であることを自覚し、その活動に真摯に取り組む大学に対し、大学機関別認証評価の理念に則り、大学が行う教育研究の質を保証するための評価を行い、またその評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的として認証評価を実施します。

さらに、本センターの理念の展開について図1に示します。

振り返れば、認証評価制度の在り方を審議した、中央教育審議会の答申は、「様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活

動に応じて多角的に評価を受けられるようにすることが重要]であると述べています。こうした制度導入時の理念と、この15年間の各評価機関と受審大学の真摯な努力による実績を踏まえて、新たな認証評価の理念を具現化していくこととなります。

その際に重要となるのは、まず「社会から見て信頼性の高い評価」であることです。これは、もっぱら3つの方法によって実現を図ります。1つ目は大学の情報公表の徹底です。大学の行う自己点検・評価は社会に公表されるものとして作成されることはもちろんですが、根拠となるデータや様々な規程類等を社会から見えやすく公表していることを、この評価を受けるうえでの前提とします。2つ目は評価の全体像の見える化です。評価の対象とする評価資料は、大学が日常的に取り組む様々な自己点検・評価や専門的な外部評価、さらには大学の設立法人を対象とする法人評価等を見通しよく一覧にしたポートフォリオ形式にまとめられます。3つ目は外部の視点の尊重です。学生、自治

図1

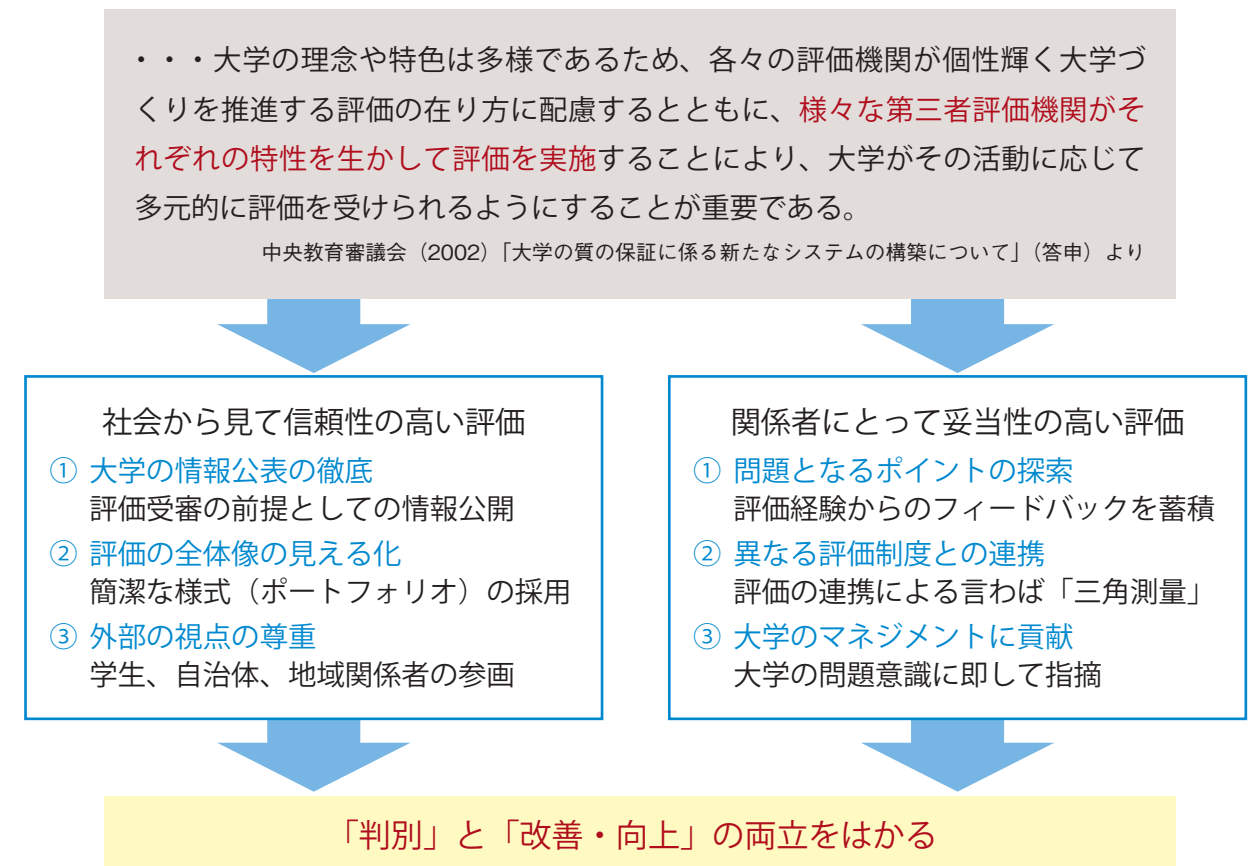
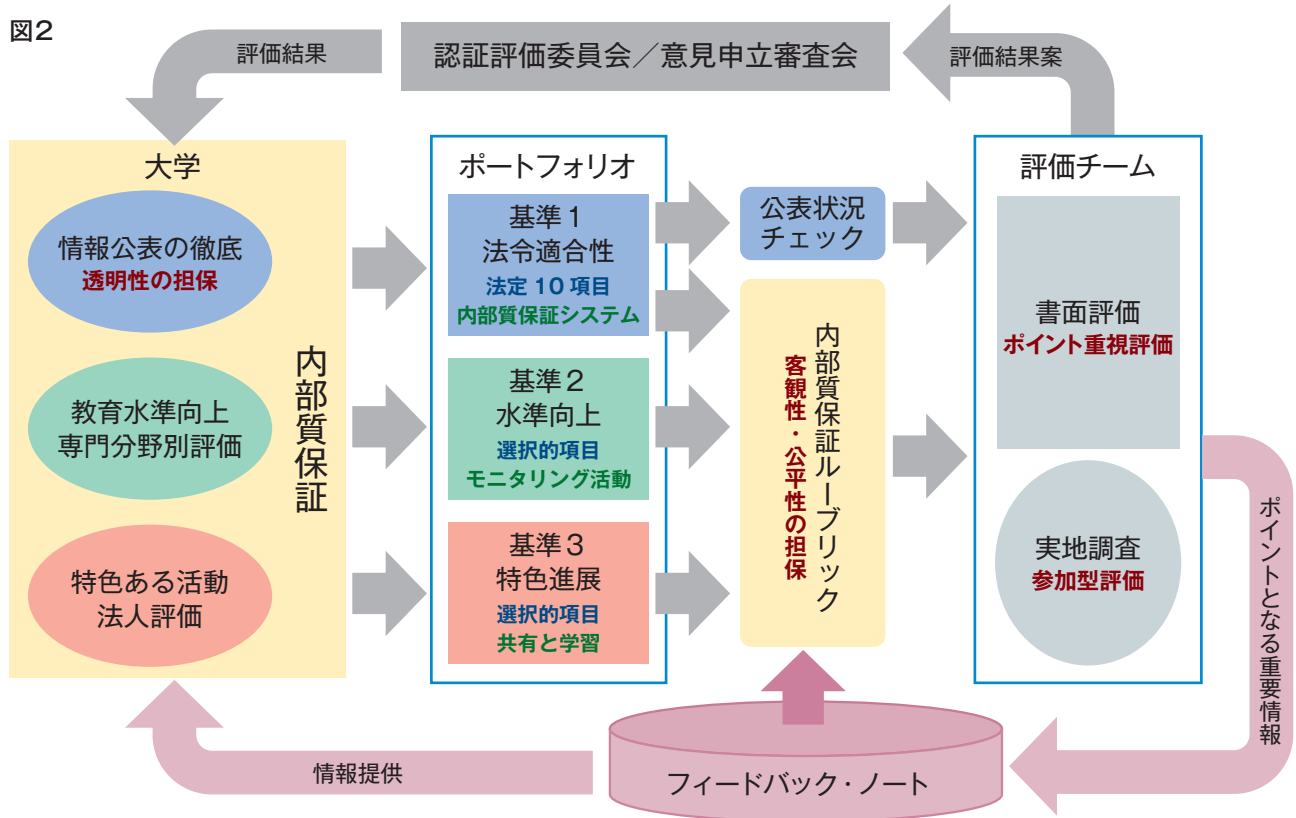


図2



体、地域関係者の参画を得られる評価を目指します。

次に重要な点は、受審する大学をはじめとして、「関係者にとって妥当性の高い評価」であることです。そのために重要なことは、次の3点と考えています。1点目は、評価者の豊富な評価経験からフィードバックを引き出し、問題となるポイントを探索しながら、メリハリをつけて評価を行うことです。2点目は、様々な評価制度との連携を図り、大学の姿を立体視できる評価を行うことです。3点目は、大学の問題意識に即して、有効な助言を行うことにより、大学のマネジメントに貢献できる評価を行うことです。

このような評価により、評価においてあい矛盾しがちな「判別・判定」と「改善・向上」の2つの目的の両立を目指します。

評価基準と評価システム

本センターの大学評価基準は、大綱化された3つの基準で構成されています。「基準1 基盤評価:法令適合性の保証」に、いわゆる「細目省令」が定めるイ～ヌの10項目にわたる評価事項が包摂されています。この基準では、情報公

表の徹底を前提として法令適合性に焦点化して評価します。「基準2 水準評価:教育研究の水準の向上」は、大学が内部質保証の活動として行っている、水準向上の取り組みについて評価します。「基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展」は、大学の特色ある教育研究の状況について、特色の進展に資する立場から評価します。

この3つの基準について、「点検評価ポートフォリオ」と呼ばれる、簡潔な統一様式を用いて評価を行います。

大学は多様であり、評価者の評価に対する認識も多様です。その多様性を損なうことなく、かつ公正・公平に評価するために、法令の原則に即した評価基準をととのえ、評価経験からのフィードバックを反映できる評価システムを構築します(図2)。このシステムは、初年度の評価実施を通じてその在り方を見定めていくこととなります。そして、その後も評価経験を積み中で進化し続けるものと考えています。

※1 「地方自治体の政策ビジョン実現のための公立大学の積極的活用に関する調査研究」(2013年度)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1347638.htm
 ※2 「公立大学法人評価に関する調査研究」(2014年度)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1357541.htm